

杉浦事務所便り

連絡先：〒060-0041

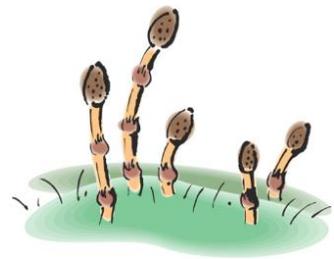
札幌市中央区大通東 2 丁目 8-5 プレジデント札幌ビル 5 階

電話：011-207-7771 FAX：011-207-7772

e-mail：info@sr-roumu.com

URL <http://www.sr-roumu.com/>

すぎうらブログ随時更新中！<http://ameblo.jp/sr-sugi/>



快適な職場づくりで仕事の効率が上がる！ 「5S」実践のススメ

◆あなたの職場は快適ですか？

働き手の立場から見ると、職場が快適であれば、気分も前向きになり、仕事の効率もアップします。「忙しいから整理できない」と、ゴチャゴチャでどこに何があるかわからないデスクまわり、書類やファイルが山のように積み上げられたキャビネット……これでは、仕事はかどりません。

このような環境を改善し、仕事の効率アップを図るために知っておきたいのが、「5S」です。

◆仕事の効率と「5S」の重大な関係性

「5S」とは、「整理」「整頓」「清掃」「清潔」「しつけ」の頭文字をとったものです。

こう言うと、単に職場をきれいにするだけの活動と思われがちですが、侮ることなかれ、生産性が低く改善が進まないと言われる業種・企業・部門などに共通する問題として、「5S」のレベルの低さがあると指摘されています。

◆「5S」の実践

では、具体的にどのように実践すればよいのでしょうか。

「5S」は現在、基礎的な活動として、次のようにまとめられています。

【整理】職場内からムダなモノ、スペース、時間をなくす

【整頓】モノや情報の共同利用を

しやすくする

【清掃】乱れや異常のない状態をつくり、異常が発生すれば一目でわかるようにする

【清潔】あらゆるモノや情報が完全に管理された状態を維持し、かつ改善して高度化する

【しつけ】モノや情報を扱う人間の意識と行動を改善する

◆より良い職場の環境づくり

年度の区切りを迎えるこの時期、まずは職場内の片づけから始めて、快適な職場づくり、効率の良い仕事ができる環境づくりを目指してみませんか。

未払残業代請求の内容証明が急増中！

◆東京管内の割増賃金遡及支払額が17億円に

東京労働局から「監督指導による賃金不払残業の是正結果（平成24年度）」が公表されましたが、これによれば、東京労働局管内で、時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金が適正に支払われていないとして是正勧告・指導され、100万円以上の遡及支払いになったのは125企業となり、その総額は17億円に上ったとのこと。

◆ネット上にあふれる割増賃金請求に関する情報

最近、主に元従業員から、未払残業代請求の内容証明が届く企業が非常に増えているようです。「あなたの未払残業代がすぐわかる！」といったような内容のサー

ビスを謳うホームページや、残業代請求に関する内容証明のひな形を掲載するサイトも増えていきます。

これらを利用すれば、内容証明の作成・送付により、簡単に会社に対して未払残業代を請求できる時代になってしまいました。

◆会社としての対応は？

ある日突然、送りつけられた未払残業代の支払いを要求する内容証明。その内容ごとに、会社の対策は変わってきます。

まず、内容証明の送り手は誰か。内容証明の差出人が、従業員個人なのか、合同労組やユニオンなのか、弁護士等なのかにより、会社としての対応が違ってきますし、相手の事情や紛争が長期化するかどうかもある程度読み取ることができます。

例えば、従業員（元従業員）本人による場合、会社へのうっぷんを晴らしたいのか、お金が欲しい（お金に困っている）だけなのか、上司等に対する個人的恨みなのか等が判断できる場合があります。また、内容の完成度や要求の度合いにより、インターネットのテンプレートを使って素人レベルで作ったものなのかどうか等の情報がわかり、以後の会社のとるべき対応を考えるうえで参考になります。いずれにしても、会社としては、必要な資料（タイムカード、日報、就業規則、賃金規程等）の収集・検討を行い、残業時間を確認し、そのうえで対応を行います。

◆日頃の労務管理が重要！



もっとも、未払残業代を発生させてしまう残業・労働時間管理を根本から見直さない限り、こうした内容証明が届くリスクはなくなりません。「会社が未払残業代を請求された」という噂が広まれば、現在働いている従業員についても、その不満が爆発させてしまうことにつながる可能性も大いにあります。今一度、自社の労働時間管理について検証してみたいかががでしょうか。

会社の成長と利益に繋がる仕組み 充実した「キャリアパス制度」をつくらう！

◆「キャリアパス」とは？

キャリアパスとは、企業の中でキャリアアップのために必要となる基準・条件を明確化したもので、これを提示することにより、社員が将来の目標に向けて意欲的に取り組むことが可能となります。キャリアパスは、一般に「社員のためのもの」と思われがちですが、「社員が目標意識を高く持って働くことにより会社の成長と利益に繋がる」「企業が社員の適性を的確に把握して情報を蓄積できることにより急な配置転換が必要となった際などに活用できる」等企業にとっても利点の多いものです。

◆人材募集時のメリットも

また、近年、人材募集時において、「キャリアパスが明確になっている」ことを謳い文句にする企業も増えてきました。

これは、キャリアパスがモチベーションの高い優秀な人材を集め

ることに寄与することによるものです。

◆キャリアパスをつくるには？

キャリアパスをつくる場合には、業務を洗い出し必要な人材配置を考え、社員にどのようなキャリアを積み重ねれば能力が向上するのかを把握することが必要です。

キャリアを積み重ねる過程で習得すべきスキルや業務知識、社内でのルート等は、各企業によって異なりますので、先行事例を参考モデルとしつつ、オリジナルの制度として組み立てていくことが必要です。

4月から始まる「産休期間中の社会保険料免除制度」

◆4月から制度スタート

仕事と子育ての両立支援を図るため、産前産後休業（原則、産前42日・産後56日）を取得した場合、育児休業の場合と同様に社会保険料の免除が受けられるようになります（被保険者分および事業主分）。この制度の対象者は、今年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方で、4月分以降の保険料から免除の対象となりますので、社内で周知しておくことが必要でしょう。

◆書類の提出時期・提出先

事業主による届出書類の提出時期は「被保険者から申出を受けた時」、提出先は「事業所の所在地を管轄する年金事務所」とされています。今後公表される「健康保険・厚生年金保険 産前産後休業取得者申出書」を、「窓口への持参」「郵送」「電子申請」のうちいずれ

かの方法で提出します。なお、添付書類は特に必要ないとのことですので。

2014年度の各種保険料額（率）・年金額

◆雇用保険料率

1月27日に2014年度の雇用保険料率が発表されました。2013年と変わらず、下記の通りとなります。

- ・一般の事業…1000分の13.5（労働者負担＝1000分の5、事業主負担＝1000分の8.5）
- ・農林水産清酒醸造の事業…1000分の15.5（労働者負担＝1000分の6、事業主負担＝1000分の9.5）
- ・建設の事業…1000分の16.5（労働者負担＝1000分の6、事業主負担＝1000分の10.5）

◆国民年金保険料額

1月31日の厚生労働省の発表によると、2014年度の国民年金の保険料額は1月当たり210円引き上げられ、1万5,250円（月額）となります。

◆国民年金・厚生年金の年金額

2014年度の年金額（老齢基礎年金）は満額で6万4,400円（月額）となり、2013年度に比べマイナス475円（0.7%の引下げ）という結果になりました。

なお、厚生年金の年金額（夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額）は、22万6,925円（前年度比マイナス1,666円）です。

受給者の受取額が変わるのは、通常4月分の年金が支払われる6月からです。